

Tochigi
Architect
Office
Association
Bulletin

2020
1
No.110





2020/1 No.110 目次

年頭ご挨拶	会長 佐々木宏幸	3
令和2(2020)年 新年知事あいさつ	栃木県知事 福田 富一	4
令和2年 新年会開催される		5-6
第43回 建築士事務所全国大会 福島大会		7-8
とちぎ建築プロジェクト2019・マロニエBIM設計コンペティション		9-12
台風19号における被災地報告		13-14
法律シリーズ No.59 判例の紹介(建築設計図面の著作物性)		
	弁護士法人新江進法律事務所 弁護士 新江 学	15-16
コラム 女性にもてるためのワイン講座(12)	広報・渉外委員会 副委員長 新井 孝	17-20
コラム 建築士法改正に伴う留意点	広報・渉外委員会 副委員長 大高 宣光	21-22
コラム 親日国「台湾」の歴史	広報・渉外委員会 委員長 中村 清隆	23-25
コラム 『業界の部活・ゴルフ部』第2回コンペ	ゴルフ部 部長 竹石 昭厚	26
異常気象と向き合う	有限会社 日事連サービス アドバイザー 中川 孝昭	27-28
新入会員の紹介・新賛助会員の紹介		29
建築士事務所の図書保存の制度の見直しについて		30
協会日誌 2019.8～2019.12		31-32
協会活動通信		33-34
お知らせ		34
支部活動報告		34
編集後記		34

表紙紹介

栃木県総合運動公園武道館



武道館は総合運動公園の中心施設の一つとして、弊社を代表企業とする県内3社JVが設計を担当し計画を行った。

公園利用者が外部から館内の様子が見えることで気軽に武道に触れる場とし、日本古来の武道が持つ凛とした美しさと迫力を身近に感じられる「開かれた武道館」としている。

外観は主構造のコンクリートの素材感を生かした打放し仕上げとし、無駄な化粧は行わず「武道の殿堂」として相応しいデザインとしている。

また、屋根は栃木の山並みのイメージにもつながるおらかな表情のむくり屋根としている。

内部のいたるところに県産材・県産品を効果的に活用し、栃木らしさが感じられる武道館として計画した。

AIS・フケタ・田村特定建築設計業務共同企業体 原山尚徳

コラム

建築士法改正に伴う留意点

広報・渉外委員会 副委員長 大高 宣光

設備産業の営繕部門建築士への影響

設備産業を支える多くの企業において、建築技術職として採用した社員は、これまで既定の実務経験年数を経て建築士の試験を受けてきました。

この場合の実務経験年数の証明は、直接建築士事務所登録をしている本社の設計部門の社員であれば何の問題もありませんが、支店や親会社の事業所に配属されていて、本社から発注された工事の監理や、調査・企画業務を現場の事業所で担当していれば、本社の設計部門の管理職が、この現場の申請者の実務経験の証明を行う事はこれまで普通に行われていました。

日本の多くの設備産業では、戦後からの高度成長期に於いて、事業決定の迅速化を図るために建築技術者を内部組織で抱えていましたが、高度成長が止まり事業の効率化を求められるようになると、多くの企業で事業部化や子会社化が図られるようになり、企業内建築組織も同じ道を歩むこととなりました。

現在多くの設備産業に於いて「〇〇ファシリティーズ」のような子会社が誕生していますが、今回の建築士登録に関し影響が大きいのはこのような会社だと思われます。

建築士法第23条と今回の実務経験対象範囲の関係

国土交通省から発表された「新たな実務経験の対象範囲」によると、実務経験の解説文章に「建築士事務所で行われる」との表現が多用されているのが分かります。つまり、建築士試験に合格した社員が、建築士事務所登録が行われている組織に所属し、その組織の社員としての実務経験でなければ、今回改定された実務経験の範囲として認められない事を意味しますので、先ほどの支店や親会社の事業所に配属されて業務を行っている場合には、この実務経験の対象になりません。

ただし、今回の改正では、建築士事務所には所属してなくても建築士事務所の下請け業務として行った実務については、委託を出した建築士事務所の実務経験証明が有効であると認められる事になりました。

そもそも、建築士法第23条には、建築士事務所登録が必要な業務を「一級建築士、二級建築士若しくは木造建築士又はこれらの者を使用する者は、他人の求めに応じ報酬を得て、設計、工事監理、建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査若しくは

鑑定又は建築物の建築に関する法令若しくは条例の規定に基づく手続の代理」と規定していることから、例えば親会社からの発注工事でも、法人格が別であり受託業務としてこの業務を社員である建築士に担務させる場合には、今回の法改正以前から建築士事務所登録が必要でした。

しかし現実には、製造業や設備産業、商社などに於ける子会社の支店や事業所にあつては、建築士事務所登録がなされていないのものが多く存在すると思われる、各社の組織図などから見ても、所在地の都道府県に建築士事務所登録が出されていない事は容易に確認できます。

またこれらの子会社ではなくグループ会社の本社に所属し、自社建物以外の子会社やグループ会社の施設について、調査や企画、工事発注管理等の業務を行う企業内建築組織に於いても、同様にこの問題が抵触します。

建築関係業務を本来業務としない企業に於いて、本社の総務部などに建築士を置き、各事業所に対する施設管理の指導や次年度予算計画、設備投資計画、修繕費の適正化などの業務を行っている建築士は各社に多数存在しますが、そこに後任の育成のため建築士試験に合格した新入社員を採用し、育成を行おうとしても、現在の組織が建築士事務所登録をしていなければ、実務経験の対象として認められる組織とはなりませんので、既に建築士として登録済みの人を中途採用するしか方法はありません。

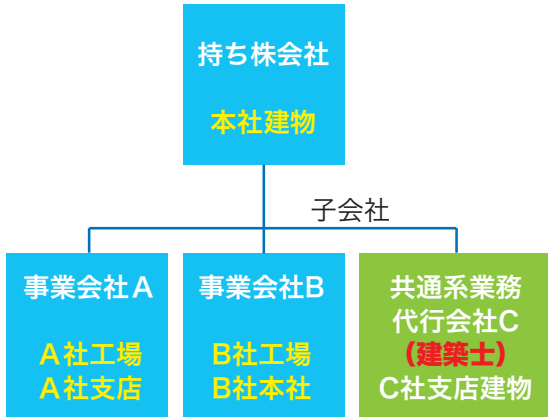
このような事例は設備産業に関わらず様々な業種に於いても、建築士を雇用している会社で発生している可能性が高いと思われます。

今回の建築士法改正に伴い免許登録要件の記載については、その記載内容責任者が明確に規定され、管理建築士や所属建築士以外が証明できない場合は法人による証明が必要となりますが、この場合の法人による証明業務とは、行政での実務や大学での研究などを想定したものですので、建築士事務所登録の無い一般企業はこの法人証明の対象とはなりません。

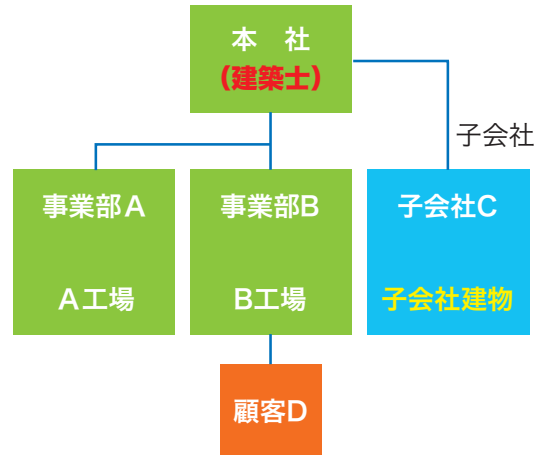
これにより実務経験に関する記載内容についての責任が明確になり、虚偽記載の場合の証明者に対する罰則規定も設けられますので、建築士資格の取得・登録と新入社員の育成環境については改めて検討が必要です。



建築士事務所登録が必要な業務の範囲



共通系業務代行会社Cに所属する建築士が、持株会社、事業会社A、事業会社Bの建物に関する管理、監理、調査提案、契約等の業務を行う場合。



本社総務部に所属する建築士が、子会社C及びBの顧客Dの建物に関する管理、調査提案等の業務を行う場合。

上図の場合で、緑色の範囲の建築関係業務を、建築士を雇用している会社が自社の業務として実施している場合にあっては、「他人の求めに応じて」には当たらないため、建築士事務所登録は不要です。しかし、この場合は実務経験の証明を出せる組織とはなりませんので、社員が建築士試験に合格していても建築士の登録はできません。

保存すべき図書の範囲の拡大

これまで建築士事務所の開設者は、一定の図書について15年間の保存が義務付けられていましたが、今回その図書の範囲が拡大され、新しい基準は下記に示す範囲となりました。

まず全ての建物についての保存すべき図書の範囲として、**配置図、各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、構造詳細図、構造計算書等、工事監理報告書**となり、更に下記の3分類により「構造計算書等」についての詳細範囲が異なります。

- ① 設計が建築基準法第6条第1項第2号又は第3号に係る図書である場合の構造計算書等の範囲として
 - a) 仕様規定の適用除外のただし書で必要な構造計算、燃えしろ計算に係る構造計算等の構造の安全性を確認するために行った構造計算の計算書

- b) 壁量計算、四分割法の計算、N値計算に係る図書
- ② ①以外の場合で、建築士でなければできない設計又は工事監理に係る図書の構造計算書等の範囲として
 - a) 仕様規程の適用除外のただし書で必要な構造計算、燃えしろ計算に係る構造計算等の構造の安全性を確認するために行った構造計算の計算書
 - b) 壁量計算、四分割法の計算、N値計算に係る図書
 - c) 保有水平耐力計算、限界耐力計算、許容応力度等計算などの構造計算書
- ③ ①②以外の場合(100㎡以下の2階建て木造の建築物等の設計又は工事監理に係る図書)として、保存すべき図書が「全ての建物について」として新たに指定されました。

専業事務所と兼業事務所と建築士事務所協会

建築士事務所協会は建築士のための唯一の法定団体です。この事は、建築士事務所協会の正会員が専業事務所、建材・設備メーカーや建設会社が賛助会員と区別されるという意味ではありません。

建築士を雇用し、建築設計業務に関わらず調査・企画提案等の業務を行っていただければ、建築士事務所登録を行い、建築士事務所協会の正会員として登録して頂くことを、この機会に見直していただく様にお願いします。